

## 湖北圏域病院運営検討協議会 経営面にかかる検討部会設置要綱(案)

令和6年9月9日  
長浜市  
日本赤十字社  
滋賀県長浜保健所

### (目的および設置)

- 第1条 この要綱は、湖北圏域病院運営検討協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第5条第1項の規定に基づき、経営面にかかる検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。
- 2 部会は、長浜市病院再編方針(令和5年9月4日長浜市表明。以下「再編方針」という。)に掲げる病院経営一体化の実現を目的とする。

### (所掌事務)

- 第2条 部会では以下の事項を所掌し、経過および結果を協議会に報告する。
- (1)指定管理者制度導入に向けた論点整理
  - (2)病院ビジョン策定に向けた対応方針検討
  - (3)その他、部会長が必要と認める事項

### (組織)

- 第3条 部会の構成員は、別紙のとおりとする。

### (会議)

- 第4条 部会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。
- 2 部会の会議は原則として非公開とする。
- 3 部会の会議資料は原則として非公開とするが、部会員全員の承諾が得られた資料は公開とする。

### (庶務)

- 第5条 部会の庶務は長浜市および日本赤十字社が共同で処理する。

### (その他)

- 第6条 この要綱に定めるものの他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附則

- この要綱は、令和6年9月9日から施行する。